

平成24年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

平成24年10月

北本市

平成 24 年度版 男女共同参画の推進に関する年次報告書について

この年次報告書は、北本市男女共同参画推進条例（平成 18 年 7 月 1 日施行）に基づき、本市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするために作成したもので、第 1 部・第 2 部構成からなる報告書です。

第 1 部は、各種統計・調査等資料を基に男女共同参画の推進状況についてまとめています。

第 2 部では、市の男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにするため、平成 23 年度における第三次北本市男女行動計画の取り組み状況を記載しています。

目 次

第1部 北本市の男女共同参画の推進状況

1 社会環境の状況	1
(1) 人口の推移	1
(2) 世帯の推移	2
(3) 高齢化の推移	3
(4) 少子化の進行	3
(5) 女性の年齢別労働力率	4
(6) 審議会等の委員における女性の比率	5
2 男女共同参画に関する意識	6
(1) 男女平等感	6
(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方	7
(3) 社会の男女平等で重要なこと	8

第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第三次北本市男女行動計画の推進	9
(1) 計画の期間	9
(2) 計画の概要	9
(3) 施策体系	10
2 男女共同参画への配慮	12
(1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック	12
3 第三次北本市男女行動計画の事業の推進状況	12
(1) 評価	12
(2) 事業実施状況	15
1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	
2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり	
3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実	
4 基本的人権を尊重する体制づくり	
5 計画の推進	

資 料	35
-----	----

第 1 部 北本市の男女共同参画の推進状況

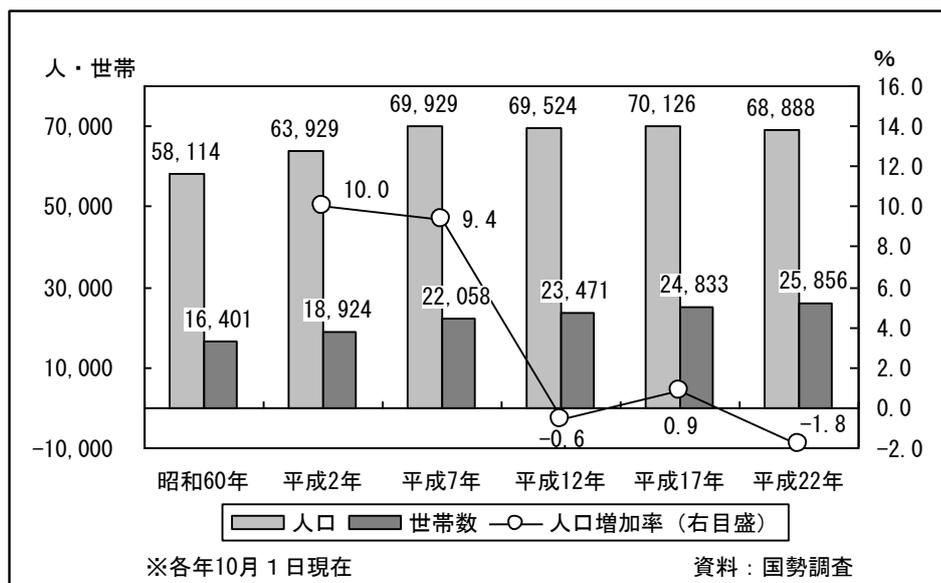
1 社会環境の状況

(1) 人口の推移

国勢調査によると、平成 22 年 10 月 1 日現在の北本市の人口は 68,888 人、世帯数は 25,856 世帯で、一世帯あたりの人員は 2.6 人となっています。

平成 7 年までは、人口増加率 10%前後と人口が増加傾向にありましたが、平成 12 年からは微増減を繰り返し、7 万人前後で推移しています。

本市の人口・世帯数の推移

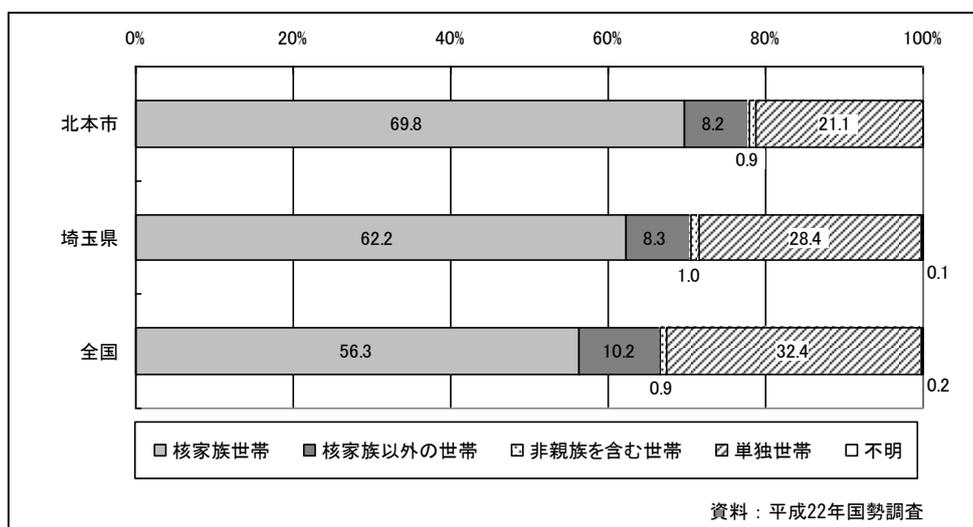


(2) 世帯の推移

本市と全国、埼玉県的一般世帯構成比を比較してみると、本市は核家族世帯が 69.8%と高い割合を占めていることが特徴としてあげられます。

一方で「単独世帯」は 21.1%と全国や埼玉県と比較して低い比率となっています。

一般世帯構成比の比較（平成22年）



本市における一般世帯数の推移をみると、「核家族世帯」及び「その他の親族世帯」の比率が低下し、「単独世帯」の比率が高くなりつつあることがうかがえます。

また、「父子世帯」、「母子世帯」とも比率は横ばいまたは微増しており、世帯数では増加傾向にあります。

本市の一般世帯数の推移

		核家族世帯	その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	(再掲)母子世帯	(再掲)父子世帯	合計
		平成22年	世帯数	18,035	2,128	220	5,464	421
	構成比 (%)	69.8	8.2	0.9	21.1	1.6	0.3	100.0
平成17年	世帯数	17,881	2,381	129	4,428	389	58	24,819
	構成比 (%)	72.0	9.6	0.5	17.8	1.6	0.2	100.0
平成12年	世帯数	17,161	2,458	79	3,756	259	53	23,454
	構成比 (%)	73.2	10.5	0.3	16.0	1.1	0.2	100.0

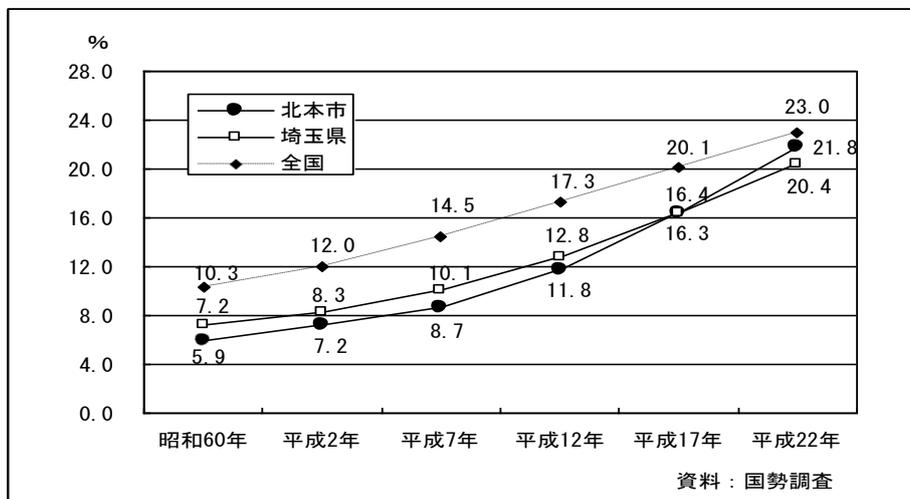
※一般世帯数・・・世帯総数から「施設」や「学校」等の世帯数を除いています。

※非親族世帯・・・2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯。

(3) 高齢化の推移

全国的に高齢化が進むなか、本市も同様に、高齢化率は年々上昇し続けています。

高齢化率の推移

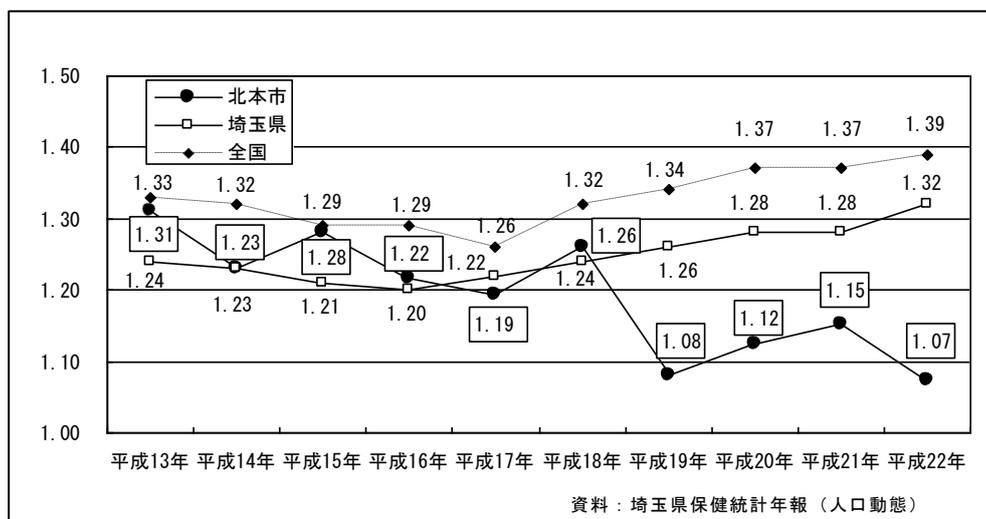


※高齢化率・・・65歳以上の人口が全人口に占める割合

(4) 少子化の進行

合計特殊出生率は、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。

全国的にはここ数年出生率は上昇していますが、出生数は減少しており、少子化が進んでいます。本市は、全国の出生率よりも低くなっています。

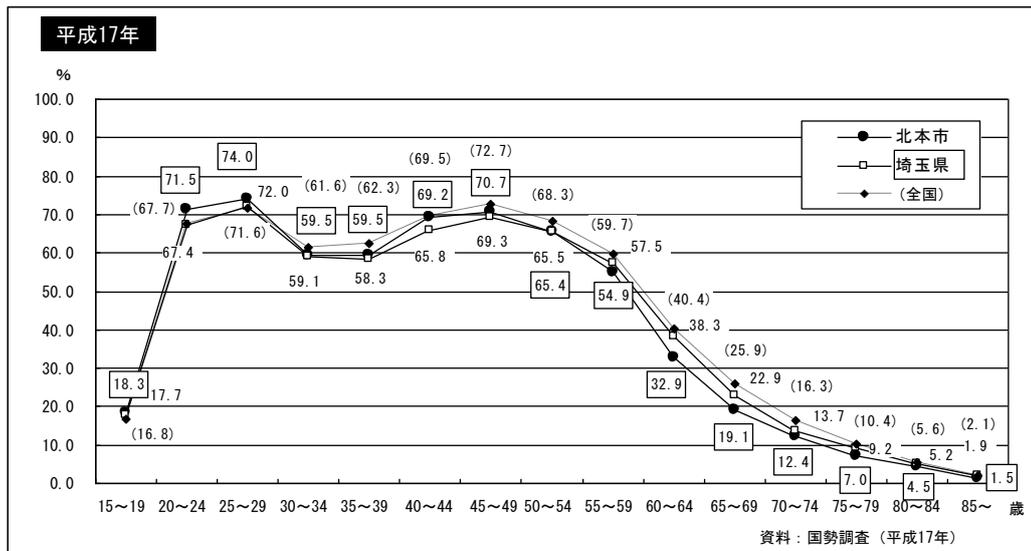
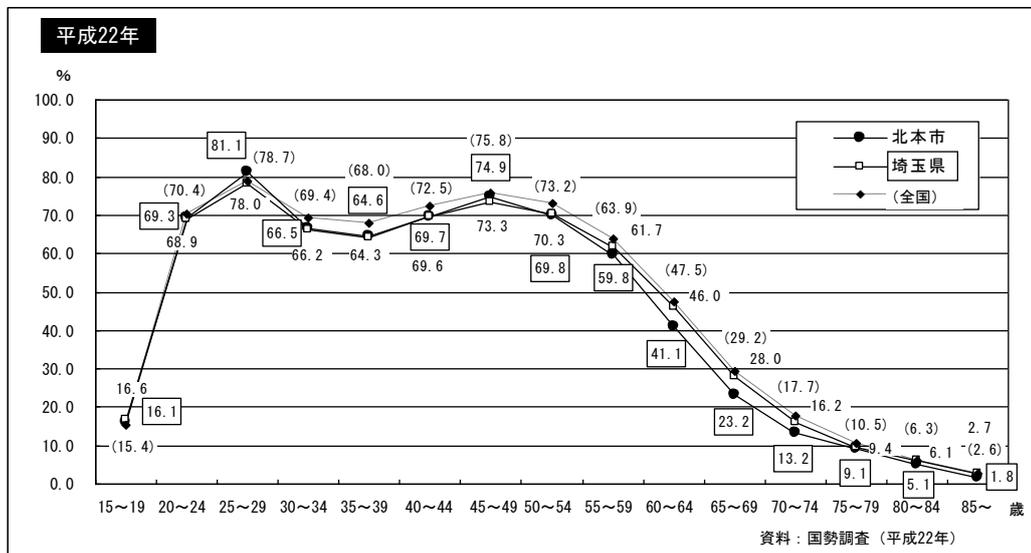


(5) 女性の年齢別労働力率

日本の女性の労働力率をみると、子育てや家事等が多忙になる30歳代の年代で最も落ち込む傾向がみられます。年代別の労働力率を表すグラフの形状から「M字型曲線」といわれています。

埼玉県の特徴は、M字型曲線の谷が深く、その後の年代においても労働力率は全国よりも低いという傾向がみられます。本市の場合をみると、平成22年の30～34歳の女性の労働力率は66.2%、35～39歳の労働力率は64.3%となっており、埼玉県と同程度となっています。また、ほとんどの年齢階級で平成17年より平成22年で労働力率が上がっています。

女性の年齢別労働力率



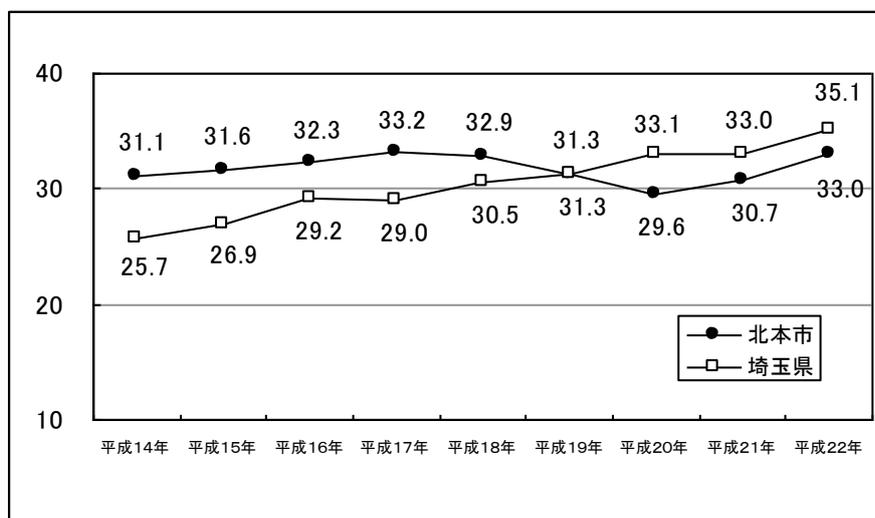
(6) 審議会等の委員における女性の比率

政策の立案や意思決定の過程において女性が参画することは、女性の視点を政策に反映するという意味で重要な取り組みです。

本市では、「北本市男女共同参画推進条例」の第14条第3項において審議会等委員の委嘱にあたって積極的格差是正措置を講ずることを規定しています。

本市の審議会等の委員における女性の比率は、平成13年に30%を達成しました。平成20年には30%を下回ったものの、平成21年には再び30%を上回り、平成22年には33.0%まで上がりました。

審議会等の委員における女性比率推移



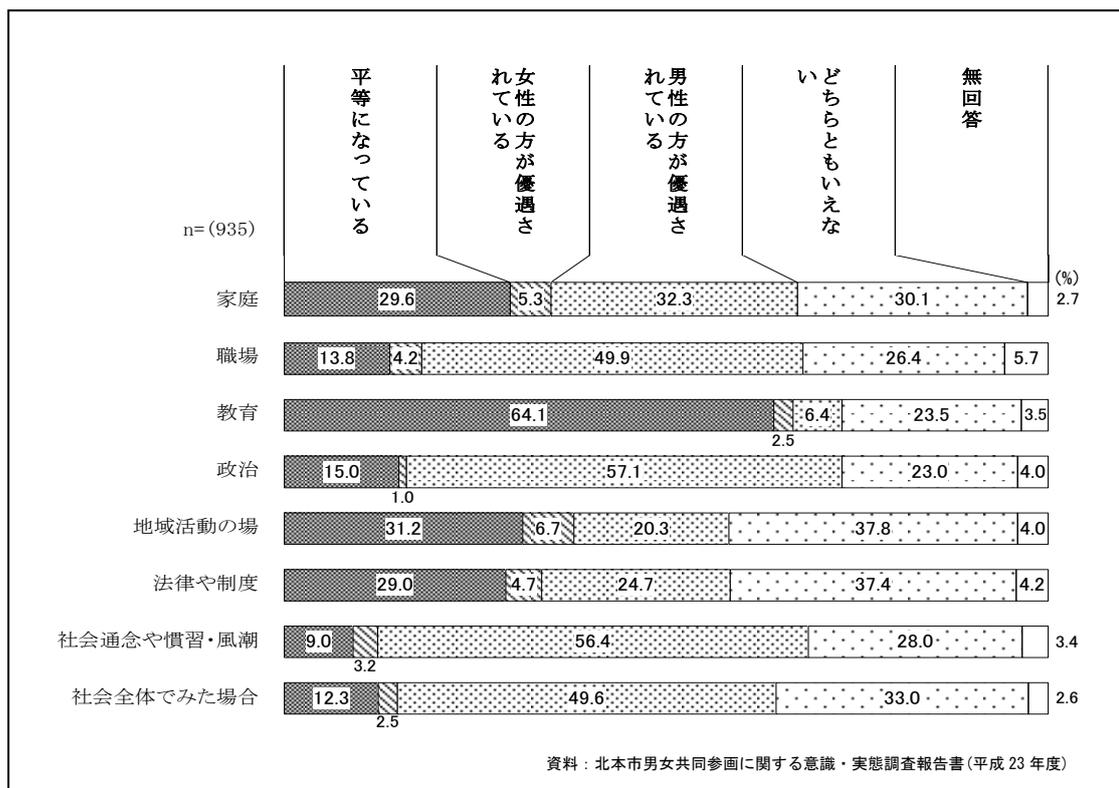
2 男女共同参画に関する意識

(1) 男女平等感

様々な分野における男女平等感については、【教育】の分野は「平等になっている」という回答が64.1%と、過半数を超えています。

しかしながら、【政治】や【社会通念や慣習・風潮】では「男性の方が優遇されている」が過半数以上を占め、【職場】、【社会全体でみた場合】では50%に近い高い割合となっています。

男女平等観（時系列比較）

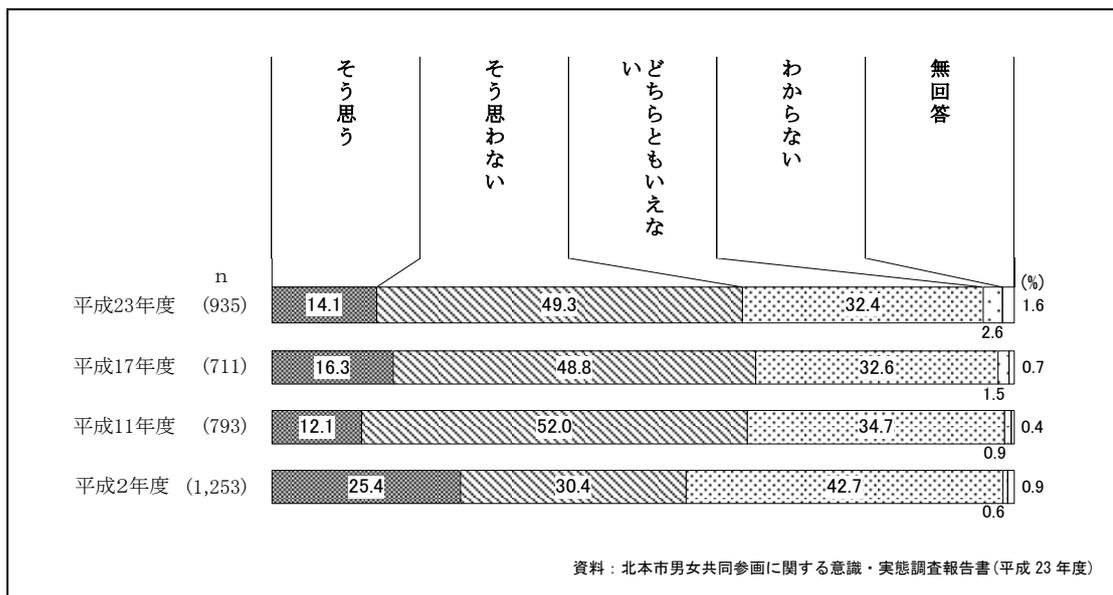


(2) 「男は仕事、女は家庭」という考え方

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「そう思わない」(49.3%)が最も高く、約半数を占めています。一方、「そう思う」は14.1%となっています。

時系列で比較すると、「そう思わない」は前回調査(平成17年度、48.8%)よりわずか0.5ポイント増加していますが、平成2年度調査(30.4%)と比較すると、18.9ポイント増加しています。一方、「そう思う」は前回調査(平成17年度、16.3%)から2.2ポイント減少しています。性別による固定的な役割分担意識は徐々に解消されていく傾向が伺えます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方の推移

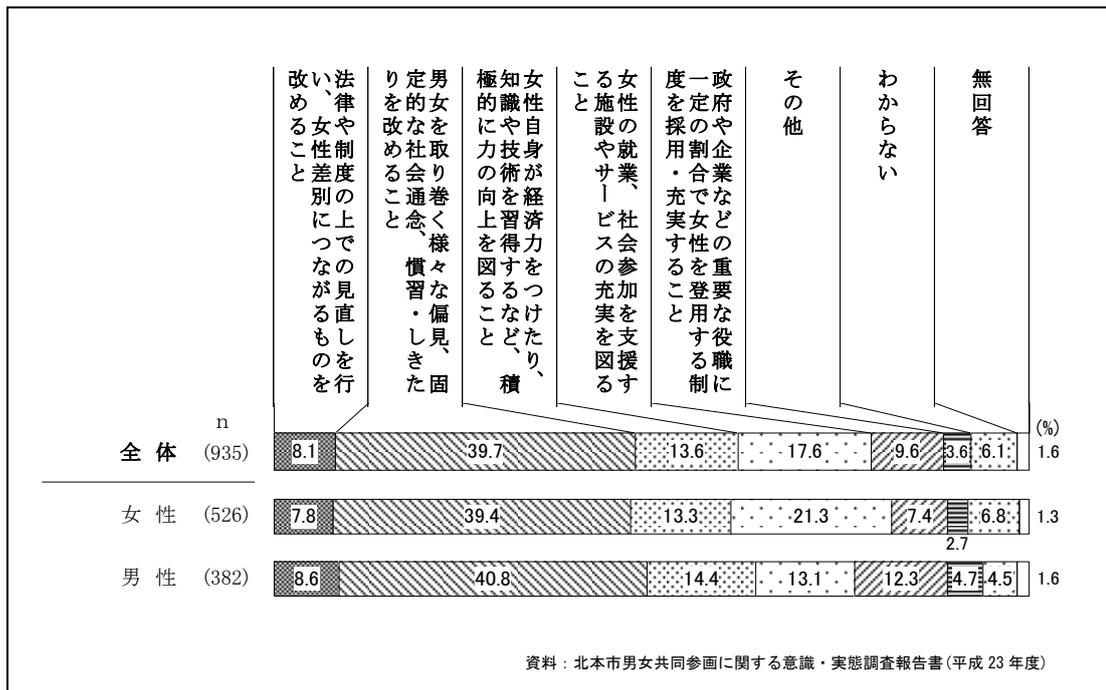


(3) 社会の男女平等で重要なこと

社会の男女平等で重要なことは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」(39.7%)で約4割と最も高くなっています。

性別にみると、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」、「法律や制度の上での見直しを行い、女性差別につながるものを改めること」などの啓発に関することは男性の方が高いのに対し、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」は女性の方が8.2ポイント高くなっています。

社会の男女平等で重要なこと



第2部 北本市の男女共同参画施策の実施状況

1 第三次北本市男女行動計画の推進

(1) 計画の期間

この計画の期間は、平成19年から平成24年までの6年間とします。

(2) 計画の概要

基本理念

この計画は、「北本市男女共同参画推進条例」第3条の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

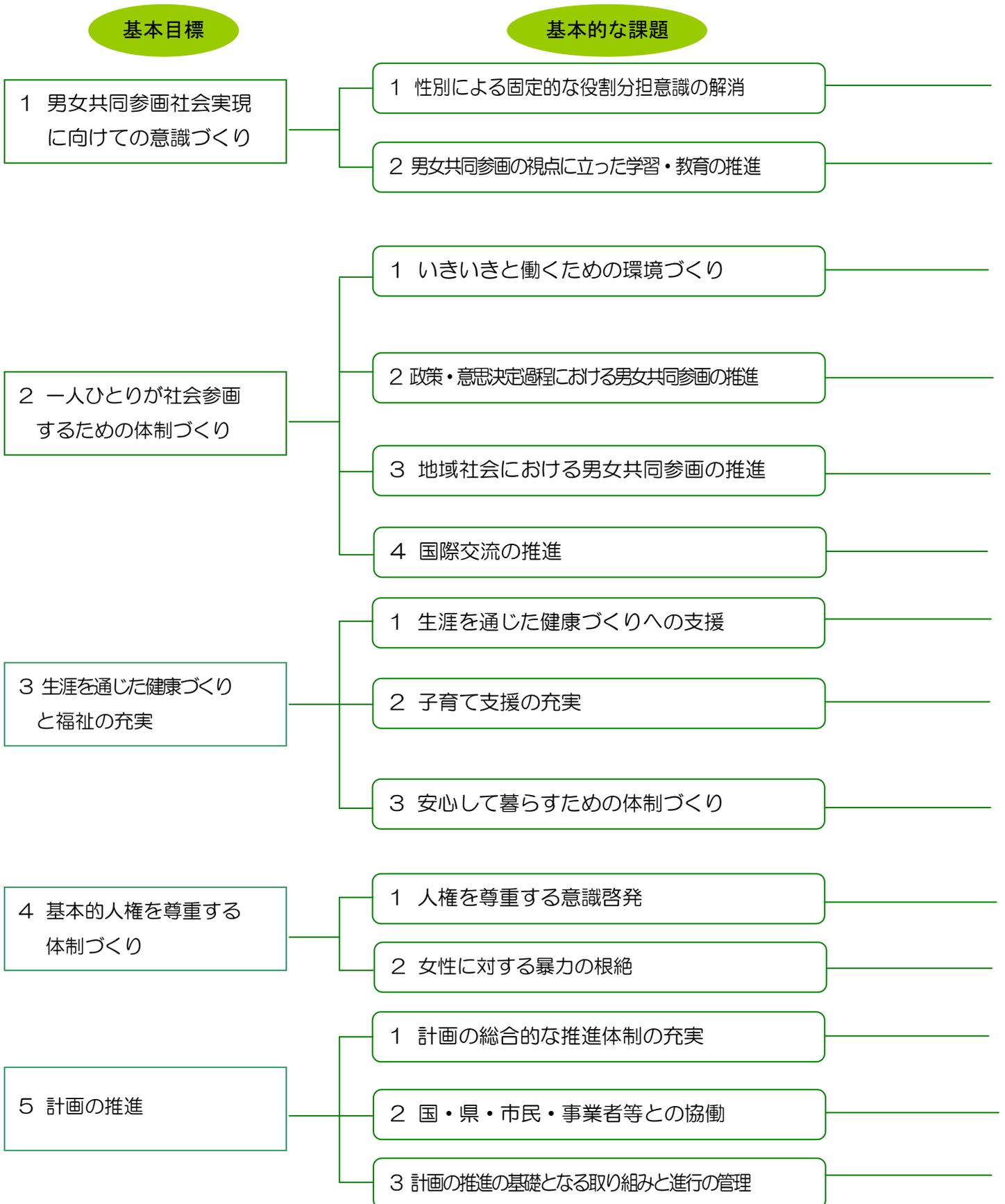
- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動への参画
- 5 国際協調
- 6 個人の尊厳を害する暴力の根絶
- 7 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

基本目標

この計画は、次の基本目標に基づいて施策を展開します。

- 1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり
あらゆる分野において男女共同参画に関する意識啓発・教育の機会を設け、さらなる男女共同参画社会実現に向けての取り組みを推進します。
- 2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり
社会のあらゆる分野において、一人ひとりが個性と能力を発揮し、積極的に社会参画を進められるような体制づくりを推進します。
- 3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実
市民が住み慣れた地域で安心して生涯を送れるような体制づくりを推進します。
- 4 基本的人権を尊重する体制づくり
男女共同参画社会実現のためには、社会全体でお互いの人権や生命を尊重する意識が定着させ、暴力の根絶に向けての社会的認識を広げるとともに、暴力の被害者に対する支援体制の整備を推進します。
- 5 計画の推進
国、県、市、市民、事業者及び民間団体等が、それぞれの立場から主体的に取り組むとともに、互いに連携、協働しながら施策を展開していきます。

(3) 施策体系



施策の方向性

- ①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進
- ②男女共同参画に関する法制度の周知及び相談体制の整備

- ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
- ②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

- ①職場における男女共同参画の推進
- ②多様な働き方のための環境整備
- ③農業・商工業に従事する女性への支援
- ④子育てと仕事の両立支援

- ①審議会・委員会等への女性の参画促進
- ②庁内における男女共同参画の推進
- ③市内の人材発掘の推進

- ①地域社会における男女共同参画の推進
- ②市民・事業者・各種団体との協働の推進
- ③市民公益活動団体への支援

- ①国際交流の促進
- ②市内在住の外国人への支援

- ①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発
- ②ライフステージにあわせた健康づくり支援

- ①男女がともに取り組む子育ての促進
- ②地域で支える子育て環境の充実
- ③相談機能の充実

- ①高齢者・障害者が地域で暮らすための支援
- ②高齢者の生きがいづくりへの支援
- ③障害者への支援
- ④男女がともに支える介護への支援

- ①人権尊重意識の高揚
- ②生命と性の尊重の意識づくり

- ①女性に対する暴力の根絶のための意識啓発
- ②暴力被害者の保護・支援・相談体制の充実

- ①庁内推進体制の充実
- ②男女共同参画審議会意見の施策への反映

- ①国・県・市民・事業者等との協働

- ①調査研究・情報の収集と提供
- ②計画の進行管理

2 男女共同参画への配慮

(1) 男女共同参画の視点からの配慮度チェック

第三次北本市男女行動計画の施策体系に沿って、平成23年度に実施した事業について、男女共同参画の視点からの配慮を行ったか以下のポイントで各課がチェックしました。

男女共同参画配慮度チェックポイント	事業数
①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。	85
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。	65
③男女それぞれに事業の効果があつた。	76

3 第三次北本市男女行動計画の事業の推進状況

第三次北本市男女行動計画に位置づけられた事業の、平成23年度の実施状況は以下のとおりです。

(1) 評価

第三次北本市男女行動計画では、以下の基準に基づき事業の進捗状況を評価しています。

評価基準

- A…目的を概ね達成している
- B…目標に向けて成果をあげている
- C…施策・事業が動き始めている
- D…未実施
- E…終了

基本目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	17	11	0	2	1

主な事業として啓発紙の発行や講座の開催、生涯学習の推進、学校での男女平等教育などを実施しています。

シンフォニーの発行や広報紙による広く一般への啓発、学校での男女平等教育や進路指導等における児童生徒への啓発、公民館講座等での生涯にわたる啓発など、さまざまな機会を捉えて啓発事業を展開し、多くの市民に、男女共同参画に関する学習の機会を提供しました。

しかし、意識啓発の成果は、長い時間をかけて徐々に現れるものであるため、今後も継続して啓発や広報、教育に取り組んでいく必要があります。

基本目標2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	26	22	5	1	1

主な事業として女性の就労継続を支援するため子育て支援や政策・意思決定過程への参画など、女性の社会進出を促進する事業を実施しています。

労働講座では、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法等の周知やセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントを防止する啓発を行い、女性の労働環境の向上に努めました。

子育てと仕事の両立支援としては、ステーション保育やファミリーサポートセンター事業を行い、働く女性を支援しています。

また、審議会・委員会等の委員の登用状況を把握し、適時、選任基準の見直しを行い、政策・意思決定過程への女性の参画を進めています。

地域社会においては、イベントや活動に女性が積極的に参加し、活躍する場面が多くなっています。

今後、男女ともに個性と能力を発揮し、社会参画を進めることができるよう、子育て支援や労働環境整備のための支援等を継続して行うとともに、政策・意思決定過程への女性の参画を更に進めていく必要があります。

基本目標3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

評価	A	B	C	D	E
事業数	28	16	0	0	3

主な事業として、生涯を通じた健康づくりのための事業、子育て支援、高齢者・障害者が地域で暮らすための支援等を実施しています。

各種健康診査や運動教室を開催し、ライフステージに合わせた女性の健康づくりを支援しています。

子育て支援では、子育てへの男性の積極的な参加を促すとともに、地域で子育てを支えていくための事業や育児相談・教育相談等の支援事業に取り組みました。

また、高齢者や障害者が地域で安心して暮らすための権利擁護の支援や相談事業等を実施しています。

少子高齢化が進む中、年齢に配慮した健康づくりや体力づくり、子育て支援、介護サービスの需要の増大が見込まれるため、引き続ききめ細かな取り組みが必要です。

基本目標 4 基本的人権を尊重する体制づくり

評価	A	B	C	D	E
事業数	11	3	0	0	1

主な事業として、人権意識の高揚のための事業の開催、学校での人権教育、女性に対する暴力の根絶のための啓発、暴力被害者の支援等を実施しています。

人権啓発資料を作成し配布、啓発講演会や講座の開催により、意識の高揚を図っています。

DV被害者の相談件数は増加しており、相談窓口の充実と被害者支援のネットワークが重要です。庁内各課が連携して被害者の保護・支援にあたることができるよう、庁内連携会議を開催し、関係各課の連携体制を確認しました。また、女性特有の悩みや問題に対応するための女性相談を開設し、相談体制の充実を図っています。

女性に対する暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、人権尊重の意識を浸透させ、多様な個性や価値観、生き方を認め合う社会にするため、パネル展等で啓発を行っています。

基本目標 5 計画の推進

評価	A	B	C	D	E
事業数	5	1	0	2	0

主な事業として、男女共同参画審議会の運営、男女共同参画に関する情報の収集と提供等を実施しています。

計画の進捗状況について、年次報告書を取りまとめ、男女共同参画審議会で報告をしました。また、男女共同参画に関する情報収集を行い、広報紙や情報コーナー等を通じて、市民に提供しています。

今後は、庁内の推進体制や男女共同参画推進拠点施設の整備を検討するなど、より一層の推進体制の充実を図る必要があります。

(2) 事業実施状況

1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

1-1 性別による固定的な役割分担意識の解消

1-1-1 ①男女共同参画推進のための意識啓発・広報活動の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
市の刊行物等で使用する言葉や表現に関するガイドラインの作成と表現の見直し	市の刊行物等で使用する言葉や表現に関するガイドラインを活用した表現の見直し	市から発信する情報について、男女共同参画に配慮したものにするため、行政・刊行物等の表現の手引き「見直そう表現方法～ジェンダーフリーの視点から～」を活用し、職員の意識啓発を行う。	職員研修を通じて、男女共同参画の意識啓発を行った。内容の見直しを検討。	B	○			協働推進課
広報紙やホームページなどによる情報提供と啓発	ホームページを利用した意識啓発	男女共同参画社会の実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。必要に応じて男女共同参画社会に関する情報及び啓発記事を広報やホームページに掲載する。	シンフォニー・男女共同参画の推進に関する年次報告書を掲載。また随時、男女共同参画に関する情報を掲載。	A	○	○		協働推進課
家庭・事業所・地域への広報・啓発	「シンフォニー」の発行	男女共同参画社会実現にむけて、男女共同参画の推進をあらゆる分野で進める必要性について、市民の理解と意識啓発を図るために啓発情報紙を発行する。A4版のものを年1回発行し、全戸配布。編集を行う編集委員については公募する。	第18号を3月に発行。25,000部作成し、全戸配布した。 編集委員5人。 編集委員の応募がなく、発行回数・編集方法の見直しが必要	A	○			協働推進課
	男女共同参画推進パネル展の開催	女性の人権についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発するため、パネル展を開催する。	平成23年6月1日～7日 文化センターエントランスホールでパネル展を開催	A	○	○	○	協働推進課
講座・セミナーの開催	男女共生塾の開催	男女共同参画の推進や女性差別の問題についての学習機会を提供し、地域での男女共同参画を推進するためのリーダーの育成を図る。地域での男女共同参画推進するためのリーダーの育成をすることで、地域での男女共同参画を進める。女性差別や男女共同参画社会をテーマとしたセミナーを実施する。	「ヨーガでほぐそうココロとカラダ」参加者13人 保育6人 場所文化センター 参加者の減 男女共同参画の専門的な講座はウィズユーさいたまで開催しているため、市では、親しみやすいテーマの講座を開催する方針	A	○			協働推進課
表彰制度の整備	表彰制度の整備	男女共同参画の推進に取り組む意識を高めるため、男女共同参画の推進に寄与している個人・団体等を表彰する制度の整備について検討する。	市の既存の表彰制度及び県等の表彰制度との調整が必要 市の善行表彰の中に男女共同参画の推進を加える形で、検討中	D				協働推進課

1-1-1 ②男女共同参画に関する法制度の周知及び相談体制の整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する法令、条例の周知	男女共同参画に関する法令、条例の周知	さまざまな機会を通じて、男女共同参画に関する法令、条例の周知を図る。	パネル展、広報誌、ホームページなどを通じて、北本市男女共同参画推進条例の周知を図った。	A	○			協働推進課
男女共同参画に関する相談体制の整備	男女共同参画に関する相談体制の整備	専門の女性相談員による相談を行う。また、必要に応じて専門機関を紹介する。	専門の女性相談員による女性相談を開設。相談件数80件	A	○		○	協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

1-2 男女共同参画の視点に立った学習・教育の推進

1-2-①男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
家庭教育講座の充実		公民館での家庭教育事業は終了		E				公民館等
父親教室・母親教室の充実	マタニティセミナー 父親教室の充実	父親になるという意識を高め、役割を持って共に育児に取り組めるよう啓発し、父親の育児参加を進める。	マタニティセミナー前期4コース、後期6コース(計10日間)を開催し、計96人の参加があった。父親教室として、男性が参加しやすい土曜日に沐浴教室を行い、3日間で計64人が参加。年々出生数が減少する中、妊娠中の健康管理のみならず、出産後を見据えた内容として充実させていく必要がある。	A	○	○	○	健康づくり課
広報紙やホームページを通じての家庭教育情報の提供	広報紙やホームページを通じての家庭教育情報の提供	人権尊重の高揚と男女共同参画社会実現の重要性を周知するため、啓発と情報提供を進める。性による差別は、基本的な人権を侵害するものであり、人権尊重意識を社会に浸透させることが重要であることを周知する。また、男女共同参画社会実現に向け、広く市民に意識啓発を進める。	国や県などからの依頼に基づき、広報紙やホームページを通じて情報の提供を行うが、平成23年度には実施していない。対象者にあった情報提供の仕方を検討するとともに、常に意識してもらえるよう啓発活動を工夫する。	D				生涯学習課
PTA家庭教育学級の充実	PTA家庭教育学級の充実	市民一人一人が生きがいを持ち、社会の変化に主体的に適応し、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、合わせて地域づくりへの男女共同参画を推進する。	市内の各小・中学校のPTAが自主的に家庭教育学級の企画・運営を行った。事業を進めるに当たり、父親・母親とが協力合っている。平成23年度には男女共同参画そのものをテーマに取り上げた研修会は実施されていない。開催日や内容に工夫をして、男性も参加しやすい研修会を企画する。	B		○		生涯学習課
幼稚園家庭教育学級の充実	幼稚園家庭教育学級の充実	学習機会を提供し、保護者相互の連携や協力を通じて、家庭教育の充実を図る。	父親と母親が協力して子育てをしていくための支援として、家庭教育学級を実施している。自分の考えや体験を参加者同士で話すことによって、今までの子育てを振り返るきっかけとなり、子育てに自信が持てたり課題を待ったりすることができた。参加者18人	B	○	○		生涯学習課

1-2-②男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女平等教育の推進	男女平等教育の推進	人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、小中学校段階における男女共同参画社会の基礎づくりを推進する。人権に対する正しい知識理解をもとに、男女平等の意識の浸透を図り、男女が互いに尊重し合い、差別のない社会の構築を目指す。	児童生徒に対して、男女平等の見地に立った正しい人権意識の啓発を、年間の指導計画に従って、社会科、道徳、特別活動等の授業や学校行事等を通して実施した。その結果として、児童生徒の中に、男女平等の意識が高まり、学校生活の中にも行動として表れた。	B	○		○	学校教育課
キャリア教育・進路指導の充実	進路指導の充実	いわゆる「出口指導」としての進学・就職指導から脱却し、個に応じた進路指導を充実することによって、社会的・文化的な固定観念にとらわれない生き方について考える態度を身につけさせる。男女の性別によって進路が制限されたりすることのないよう、個に応じた生き方指導として進路指導を充実させ、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	各学校の教育計画にキャリア教育の目標達成に向けての「社会科などの各教科」「道徳」「特別活動」「総合的な学習の時間」「学校行事など」についての計画を示し、実施している。特に中学校における職場体験事業においては、3日以上の体験を通し、働くことの意義を学びながら、男女がお互いを尊敬し助け合って構築していく社会を肌で感じる事ができた。	A	○	○	○	学校教育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女平等の視点を取り入れた学校の教育活動の推進	男女平等教育の視点を取り入れた学校の教育活動推進	学校教育の中で、男女の性別による役割分担にとらわれない考え方を身につけることにより、男女共同参画社会の基盤づくりを進める。	男女混合名簿や呼名時の順番で男女分けを行わないこと、さらに指名時に男女分け隔てなく、「さん」付けで呼ぶ等といった取組を通して、性別にとらわれない考え方を育むことができた。	B	○	○	○	学校教育課
教職員研修の充実	教職員研修の充実	男女共同参画の問題を人権問題としてとらえ、教職員の意識啓発と資質の向上を図る。	定期的、また臨時に行う教職員研修の内容として「男女共同参画」に関する内容を取り上げ、児童生徒を適切に指導する教職員自らが男女平等に関する感覚を正しく身につけることができた。	B	○	○	○	学校教育課
保護者への啓発の充実	保護者への啓発の充実	学校での男女共同参画推進教育を通して保護者への啓発を図る。	小・中学校での男女平等に関する取組を、学校だよりやホームページを通して、伝えた。また学校行事などで保護者への依頼や啓発を行った。	B	○	○	○	学校教育課

1-2-③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する各種講座の開催	大学公開講座の充実	市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、地域づくりへの男女共同参画を推進する。	上智大学公開講座として“脳からみた記憶のしくみ”などをテーマに多くの市民の参加を得て開講した。のべ参加者292人 市民の学習ニーズにあった講座が開設出来るよう関係起案との連携をはかる。	B		○	○	生涯学習課
	考人学級の充実	市民一人ひとりが生きがいを持ち、豊かな充実した人生を過ごすために、社会・地域・健康・趣味などの身近な問題について学習する機会を提供し、地域づくりへの男女共同参画を推進する。	様々なテーマによる講座を14回開催し、男女混合の班編成のなかで活動・学習を通じて共同の意識を高めた。特に、第8回については男女共同参画に関する啓発講座を開催した。 参加者が女性が多く、男性の参加者を増やすことが課題	B	○			中央公民館
	けやき学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目標とし、生涯を通じた健康づくりと心の安定のため、様々な講座、趣味を通じた仲間づくりと生きがいづくりを促進する。	実施回数10回延べ26時間延べ参加人数423人、各講座を通して楽しく目的を達成できた。 男性の参加者が少なく、男性の参加率を上げたい。	A	○	○	○	南部公民館
	東部高齢者学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	高齢者に楽しんでもらえるような講座を行った。応募者は定員まで達した。実施回数 5回。延べ参加人数 118人。	A	○			東部公民館
	東部女性学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等様々なテーマによる講座を通じて、女性の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	女性に興味を持ってもらえるような講座を行った。応募者は定員まで達した。実施回数 5回延べ参加人数 123人。	A	○	○	○	東部公民館
	西部高齢者学級の開催	豊かで生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、健康、人権等さまざまなテーマによる講座を通じて、高齢者の生きがいづくりと仲間づくりを図る。また、地域での男女共同参画を推進する。	参加者 男性19人、女性59人、文化スポーツ、教養、健康等広範囲にわたるカリキュラムを6回組み、249人の受講者があった。共同参画の視点に立った社会教育の推進を図った。 男性の参加を増やすよう考える必要がある。	A	○	○	○	西部公民館
	北部生涯学級の開催	高齢者に学習する機会を提供し、学びながら仲間づくりと知識の向上を図る。	60歳以上の方を対象に6事業を計画したところ、23名の参加があり、参加者から好評をいただいた。	A		○		北部公民館

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する各種講座の開催	女性講座の開催	男女共同参画の推進、人権意識の高揚を図るための学習機会の提供を行う。	女性の趣味、教養、健康等に関する多様なジャンルの7事業を計画したところ、24名の参加があり、ほぼ当初の目的が達成できた。参加者の反応も好評であった。	A	○			北部公民館
	はなみずき学級の開催	高齢化社会を迎え、健康・趣味・調理等の学習機会の場を提供し、生きがいや仲間づくりを図る。	期間:6月16日から12月15日 開催回数:9回(総時間25時間、参加延べ人数:252人) 実施内容:消費生活講座、フラダンス、染め物体験、健康講座、手作りアクセサリー、視察研修、人権講座、グランドゴルフ、調理実習 参加者に男性が少ないことが課題	B		○		中丸公民館
	みずの輪学級の開催	高齢者の生きがい、仲間づくりを積極的に支援し、有意義な人生を送ることをめざす。市民参加型の学級とし、協力しながら企画立案を進める。	男性4人、女性34人の参加申込みあり。7月から12月までの間で9回の講座を開催した。参加者は述べ222人(1講座当たり24.6人の参加) 男性の参加が少ない	A	○	○	○	学習センター
	えのき学級の開催	高齢者の生きがい、仲間づくりを積極的に支援し、有意義な人生を送ることをめざす。また、地域での男女共同参画を推進する。	参加申込者：男性11人 女性29人 9月から12月までの9回開催。参加人数は延べ273人。人権講座、消費生活講座、市内歴史散策、健康体操、視察研修、料理教室など幅広いジャンルで開催。	A	○	○	○	コミュニティセンター
生涯学習サークルガイドの発行	生涯学習サークルガイドの発行	各種サークルの活動内容等を取りまとめたガイドを発行し、生涯学習に対するきっかけづくりや生きがいづくり等を目的に啓発活動を推進する。自らの意思で自分にあった学習機会を探すことにより、個人のニーズに応じた学びの場を提供するとともに、学習活動を通して、自らの能力開発や地域活動への支援等を進め、地域社会への女性の参画を促進する。	各公民館で活動するサークルの協力をいただき発行した。冊子は各公民館窓口等において広く市民に配布し、生涯学習の啓発を図った。印刷部数を増やすなど啓発活動につとめ、個人のニーズに応じた学びの場を提供していく。	B		○	○	生涯学習課
男女共同参画意識の啓発	ホームページを利用した意識啓発	(再掲 1-1-①)						協働推進課
	啓発紙「シンフォニー」の発行	(再掲 1-1-①)						協働推進課
	男女共生塾の開催	(再掲 1-1-①)						協働推進課
広報紙やホームページ等を通じての学習情報の提供	広報紙やホームページ等を通じての学習情報の提供	国・県等の講演会やセミナー等の事業について、情報提供を行う。	内閣府や県男女共同参画推進センターの講演会や講座について、随時情報提供を行った。	A	○	○	○	協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があつた。

2 一人ひとりが社会参画するための体制づくり

2-1 いきいきと働くための環境づくり

2-1-①職場における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女雇用機会均等法等の法律・制度等の周知	各種法律・制度等の周知	男女雇用機会均等法や制度の周知を行い、労働の場での男女共同参画を進める。	国や県などからの法改正、制度の情報収集に努め、必要な事項について広報等に掲載するなど周知を行った。 法改正や制度に係る情報を遅れることなく、市民に周知する必要がある。	A	○	○	○	産業観光課
	パートタイム労働法の啓発	パート労働法を周知、啓発することでパート労働者の労働条件の向上を図る。女性が多いパートタイム労働者の労働条件は、フルタイム労働者と比べて、不利な条件であることが多いため、法の周知を図る。	産業観光課や商工会窓口での啓発パンフレットの配布、ポスターの掲示を行った。また、労働講座にて女性の就労支援をテーマとして情報収集や知識の醸成が図られ、男女共同参画に対する意識の啓発ができた。また、中高年就職支援セミナー（県、市主催）では、求職中の女性を含め、就職に必要なポイントの周知が図れた。 法改正や制度に係る情報を遅れることなく、市民に周知する必要がある。また、女性のためのセミナー等で制度理解を深める機会を設ける必要がある。	A	○	○	○	産業観光課
労働講座の充実	北本地区埼玉県労働学院の充実	労使を取り巻く労働問題や社会情勢、法・制度等について、正しい理解と認識を得るためにセミナーを実施する。男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法などの法・制度の周知と事業者へ啓発を行うことで、女性も働きやすい環境を整備し、労働の場での男女共同参画を進める。	労働講座にて女性のための就職セミナーを実施し、女性労働者の処遇確保や法令知識などの学習を通じ、男女共同参画に係る意識の啓発ができた。 労働講座を引き続き継続し、女性のための両立支援の制度理解のセミナー等を設ける必要がある。	A	○		○	産業観光課
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための啓発	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するための啓発	セクシュアル・ハラスメント等を防止するための意識啓発を図り、性別による不利益を受けることなく、労働者が働きやすい環境整備を支援する。	労働条件の改善に関連し、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを防止するためのパンフレットや労働相談に関するチラシを配布し周知及び啓発を行った。 チラシ等による啓発活動を継続し、女性に関する労働相談について、県と連絡を密にしていく必要がある。	B	○	○		産業観光課

2-1-②多様な働き方のための環境整備

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
SOHOワーカー養成講座の充実		事業終了		E				産業観光課
無料職業紹介所の充実	無料職業紹介所の充実	地域で就職したい方を対象に希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう、きめ細やかな相談を実施する。	市民の雇用の促進と商工業の振興のために事業を実施し、女性の社会参加を支援することができた。 (求人件数88件、求職件数138人、就職件数5人) 求人登録事業者の拡大により市民ニーズに応じて行く必要がある。	A	○	○	○	産業観光課
	内職相談の充実	内職に関する求人を始め、工賃やトラブル、苦情などの相談を実施。求人情報を提供する。	内職に関する求人情報の提供・相談を行い、家庭にいながらも社会に参加する女性への支援を行った。(相談件数213件、求職件数82人、内職あっせん数 36件) 登録事業者の増加を図り、求職者の要請に応じていく必要がある。	A	○	○	○	産業観光課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があった。

2-1-③農業・商工業に従事する女性への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
農業に従事する女性への支援	農業に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	あだち野農業協同組合や北本市農業推進会議を通じて、各種制度の周知や情報提供を行った。また、女性農業者のリーダーとして、地域農業の振興や農村の活性化に向けた活動が行われるよう「農村女性アドバイザー」を県に推薦し、農業に従事する女性への支援を行った。「農村女性アドバイザー」の活動をさらに充実させるため、多くの認定者の育成が求められている。	A	○		○	産業観光課
商工自営業等に従事する女性への支援	商工自営業等に従事する女性への支援	多様化する労働形態に対応し、働く意欲のある女性が、家庭や地域での生活を大切にしながら働き続けられるような環境づくりを進める。	商工会の一般事業費に対して助成するなか、商工会女性部の研修・活動に対し支援を行った。女性部の活動の充実を図るため引き続き支援し、活動の範囲を広げるよう情報提供等が求められる。	B	○	○		産業観光課

2-1-④子育てと仕事の両立支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
母性保護に関する啓発	母性保護に関する啓発	健やかな子を産み育てるために、就労妊婦の健康管理の必要性について、知識を普及する。	妊娠届に来庁された方(452人)に、母子手帳と併せて妊婦健康診査等受診券を配布。健康管理の必要性の説明を行った。	A				健康づくり課
保育所の整備充実	保育所の整備充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	民間保育園の改築に伴う定員増。新東保育所の整備に伴う定員増。	A				こども課
延長保育、乳児保育、一時保育の充実	延長保育、乳児保育、一時保育の充実	両親の就労等により保育に欠ける児童に、子供の成長に望ましい保育を実施する。女性の社会参加、核家族化等により、児童の置かれている家庭環境が変化し、保育ニーズが多様化している。就労形態に合わせた保育サービスの提供と保育所の整備充実を図り、女性の社会参画を支援する。	延長保育：公立・民間全ての園において実施中。 乳児保育：公立2カ所、民間6箇所 で実施中。 一時保育：民間1カ所で実施中。	A				こども課
病児、病後児保育の実施	病児、病後児保育の実施	病氣治癒後、保育所での保育が困難な児童に対する保育の実施	民間1カ所で実施中。 H24年度から東保育所で実施。	C				こども課
休日保育の実施	休日保育の実施	休日に保育ができない保護者への保育サービスの提供	未実施 職員の確保と給食の提供が困難	D				こども課
ステーション保育の充実	駅前保育ステーションの充実	駅を利用する保護者の利便性に配慮した育児支援を行う。	深井保育所、高尾保育園の入所児を対象に駅の保育ステーションにおいて保育を実施。H24年度からは東保育所の入所児も対象。	A				こども課
ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターの充実	市民の相互協力により、地域での子育て支援を行う。子育て支援の充実を図り、保護者の就労及び家庭生活を支援する。	子育ての手助けをしてほしい人(依頼会員)と手助けをしたい人(協力会員)が育児の相互援助を行っている。 協力会員の拡大が課題	A				こども課
学童保育の充実	学童保育の充実	小学校低学年児童のうち、保護者の就労等により常時保育に欠ける児童の健全な育成に資するため。	小学校高学年児童も受け入れ、事業を実施した。11室、利用延べ4,785人	A	○			こども課
無料職業紹介所の充実(再掲 2-1-②)	無料職業紹介所の充実	(再掲 2-1-②)						産業観光課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施に当たり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

2-2 政策・意思決定過程における男女共同参画の推進

2-2-①審議会・委員会等への女性の参画促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
審議会・委員会等委員への女性の登用推進	審議会・委員会等委員への女性の登用推進	政策、方針決定過程への女性の参画を推進するため、毎年、審議会、委員会等の女性の割合について調査を実施し、その割合を高めるよう努める。	女性の登用状況調査を行い、報告書を作成、各課へ配布。女性の割合を達成していない審議会等に女性の割合を高めるよう依頼。特に女性の割合の低い審議会等については、委員構成、選出団体まで含めた検討が必要	B	○			協働推進課 関係各課
審議会等委員の選任基準の見なおし	審議会等委員の選任基準の見なおし	政策、方針決定過程に女性の登用を推進するため、審議会等委員の選任基準を見直し、男女の割合が偏らないようにする。	男女の登用状況を把握しながら、適時、選任基準の見直しを行っていく。	B	○			政策推進課 関係各課
男女の偏りのない審議会運営の推進	男女の偏りのない審議会運営の推進	政策、方針決定過程で同数の男女の割合を持って審議することに努める。また、審議会の運営等によってあらゆる角度からの意見等を反映する。	男女の偏りをなくすため、女性の割合の目標値を各課に周知した。	B	○			協働推進課 関係各課

2-2-②庁内における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
女性の管理職への登用	女性の管理職への登用	行政組織の中での男女共同参画を推進するため、昇任・昇格等において女性を積極的に登用する。	女性職員管理職昇格者：主幹級1名 昇格試験を受験する女性職員は少なく、また全体としても女性職員の昇格者は増加していない。	C	○			総務課
職員研修の充実	職員研修の充実	市職員が、男女共同参画の視点を持って業務にあたることのできるよう研修を実施する。	新規採用職員に対する男女共同参画社会についての研修を実施。また、入庁年別に男女共同参画基礎研修を実施。参加者 48人 全職員対象の研修の終了後は、階級別の研修、女性の人材育成に重点をおいた研修など、対象・テーマを絞った研修を実施する。	A	○	○	○	総務課 協働推進課
職域の拡大	職域の拡大	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあっても、性別にとらわれない職員採用を実現する。	職員の能力・適性を考慮した配置を推進した。 また、職員採用にあたっては、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。 政策決定部門への女性職員の配置をさらに推進する必要がある。	B	○			総務課
性別にとらわれない職員配置の推進	性別にとらわれない職員配置の推進	女性のみ男性のみといった、慣例的な職員配置を見直し、個人の能力・適性に応じた職員配置を行う。また、職員の採用にあっても、性別にとらわれない職員採用を実現する。	職員の能力・適性を考慮した配置を推進した。 また、職員採用にあたっては、性別にとらわれない人物重視による選考を行った。 政策決定部門への女性職員の配置をさらに推進する必要がある。	B	○			総務課 (関係各課)
女性の研修機会の拡大	女性の研修機会の拡大	女性が意思決定部門や政策決定部門へ参画できるよう、特に政策形成能力の養成に重点を置いた各種研修に参加できるような体制作りを行い、管理職としての能力開発及び意識改革を図る。	自治人材開発センターが実施する職階別研修において、政策形成能力養成に重点を置いた講義の受講を推進した。 政策形成能力の養成に重点を置いた研修への女性職員の参加をさらに推進する必要がある。	B		○	○	総務課 (関係各課)
	職員夏季期間における学校勤務市職員研修	目的：職務に必要な基礎的知識の習得及び職員相互の交流を図ること 内容：調理員及び用務員合同講習会「給食室からの出火を想定した対応について」(埼玉県中央広域事務組合職員)、調理員及び用務員の業務についての意見交換会。用務員実務研修 専用器具を使用した学校清掃研修、用務員のテーマ別意見交換会	実施状況：調理員及び用務員合同講習会は、平成22年度をもって事業を終了したため未実施。用務員実務研修は小中学校の夏季休業中の2日間で出席者のべ20名(女性14名)で実施。	B		○	○	教育総務課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
職員の能力開発の支援	職員の能力開発の支援	これまでに男性に比べ研修機会の少なかった女性の研修機会を拡大し、女性の人材育成を行う。	自治人材開発センター研修参加者90人中女性30人 北足立北部共同研修会研修参加者24人中女性11人 政策形成能力の養成に重点を置いた研修への女性職員の参加をさらに推進する必要がある。	B		○	○	総務課 (関係各課)

2-2-③市内の人材発掘の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進	男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進	男女共同参画推進者登録制度により、市民・事業者・各種団体の活動を支援する。	登録団体に活動情報報告書の提出を依頼。活動についての報告及び相談を受けた。登録団体の活動支援の具体的な方法について検討が必要。	A	○			協働推進課
地域の人材の活用と育成	地域の人材の活用と育成	審議会・委員会や職場、地域などでの政策・方針決定過程への女性の参画を推進するため、女性の人材を発掘し、育成をする。	女性の人材発掘と各課へ情報提供することとしているが、審議会等では公募枠を設けており、各課への情報提供の必要性について検討	C	○			協働推進課 関係各課

2-3 地域社会における男女共同参画の推進

2-3-①地域社会における男女共同参画の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
自治会活動への女性参画の促進	自治会活動への女性参画の促進	住民と身近な存在である自治会は、より地域の実情に即した活動が求められている。地域の下部組織においては、女性の活動が見られるものの、単位自治会長に女性は少なく、地域活動に女性が積極的に参加できるよう環境づくりを進める。	111自治会のうち6地区で女性の自治会長が就任している。そのうち自治会連合会の理事に2人就任しており連合会の運営に積極的に参画している。 単位自治会の地域活動においては女性の参加が見られるが、地域の総意選出される自治会長の女性就任は少ない。	B	○			くらし安全課
地域コミュニティ祭りへの支援	地域コミュニティ祭りへの支援	地域が主体となったまちづくりを進めるため、地域コミュニティの積極的な活動を支援する。	地域コミュニティ祭りは、それぞれの地域の特色を生かしながら、運営はもとより、作品展の出品にも女性の活躍が目立っている。 今後も男女とも参加しやすいコミュニティ活動を助言・指導していきたい。	A			○	くらし安全課
地域コミュニティ体育祭の充実	地域コミュニティ体育祭の充実	スポーツ・レクレーションを通じて、地域住民の親睦と健康・体力の維持を図る。体育祭を通して世代間の交流を図り、併せて各世代の女性も参加しやすい地域に根ざした形での実施を支援する。	各コミュニティにおいて特色ある種目を企画し、子どもから高齢者まで男女関係なく楽しく参加できるよう工夫を実施している。地域住民の親睦や交流を目的とし、地域の繋がりが一層深まった。 コミュニティによっては高齢化が進み、開催が難しいところもある。	B		○		体育課
スポーツを通じた世代間交流の機会の提供	北本駅伝競走大会の充実	活発な地域活動促進を図るとともに、参加部門にクラブ対抗の部を設置し、男女混成チームの編成を認めるなど女性の参加を促している。	小学生から一般まで男女別の部門を設定。女性が参加しやすいよう距離数を考慮し実施している。	A		○		体育課
世代間交流を促進するスポーツ・レクレーション交流事業の充実	感動桜国きたもとウォーク大会の充実	男女問わず子どもから高齢者まで、自らの健康づくりと世代間交流の促進を図る。生涯を通じた健康維持を支援するための機会を提供する。	ウォーキングブームが広がる中、男女年齢問わず参加されている。健康増進や体力維持を図ることや、市内の桜や名所を巡ることで、北本をPRすることができた。	B		○		体育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
世代間交流を促進するスポーツ・レクリエーション交流事業の充実	ラジオ体操とウォーキングの充実	子どもから高齢者まで、自らの健康体力づくりと世代間交流を図る。生涯を通じた健康維持の支援をする。	回を重ねるごとに参加者が増加しており、毎年継続して参加されている方も増えてきている。気軽に取組めるラジオ体操に参加いただき、運動する機会を提供できた。	C		○		体育課
学校体育施設開放利用による生涯スポーツ・レクリエーションの充実	学校体育施設の開放	市内の学校体育施設の開放により、市民が運動・スポーツ、レクリエーション等身体活動に親しむ場所を提供するとともに、生涯スポーツの基盤づくりや健康維持・体力向上を図る。	年間3回の調整会議で、利用施設ごとに話し合いの上、活動日を確保し、スポーツやレクリエーション活動に親しむことができています。女性の利用者も年々増えている。	A		○		体育課
中学校保健体育科における「武道必修」	中学校保健体育科教科指導の充実	平成24年度以降の武道必修を見据え、市内中学1年生から男女全員に武道を学習させ、女子が卒業後も生涯スポーツ、あるいは競技スポーツとして、柔道・剣道を継続していく基盤づくりとする。	市内の柔道・剣道連盟と連携し、複数体制での授業実践を行うことができたため、男子女子生徒ともに安全に武道の学習をすることができた。外部指導者の派遣について、柔道・剣道連盟と調整が必要	A		○		体育課
環境美化運動の実施	環境美化運動の実施	北本市自治会連合会主催による市民参加の地区清掃活動を通じて環境美化意識の高揚を図り、住みよい生活環境をつくることを目的として実施する。開催地域活動やボランティア活動などの地域活動の場での男女共同参画を促進する。	快適な環境づくり運動 実施期間：平成23年5月22日～6月26日 実施地区：94地区 参加人数：11,711人 秋の環境美化運動 実施期間：平成23年9月4日～11月13日 実施地区：98地区 参加人数：11,546人 自治会に入らないアパート等の住民の参加は少ない。各自治会ごとに差が広がっている。	B			○	くらし安全課
自主防災組織の育成	自主防災組織の育成	災害時、自分たちのまちは自分で守るという心構えが必要であり、二次災害の防止や軽減を図るため、地域住民による防災組織の結成と育成を図る。また、防災知識を習得・体得することで、災害時はもちろんのこと、地域住民皆が協力して防災活動を行う必要がある。	災害発生時に住民自らが共助の精神で、地域の安全を守り、防災活動を行う防災組織を各自治会に立ち上げ、地域の防災力の向上を図る。 自主防災組織設立(新規)：1団体 自主防災組織活動(既存)：46団体 自主防災組織の活動の主となる構成メンバーは、各自治会の役員であり、自主防災組織役員への参加に関して、女性登用が配慮されているところもある。また、活動に関しては、日中留守を守る女性の防災意識の高揚や被災者に対する配慮や気遣いなど、女性にかかる役割は大きくなっている。	C			○	くらし安全課
消費者活動への支援	消費生活セミナーの開催	セミナー等を通じて、消費生活に関する情報を提供することにより、賢い消費者を育成する。	消費生活講座：9回開催 参加者数：493人	B	○	○	○	市民課
	消費生活相談の実施	巧妙化する悪徳商法、各種契約トラブルに対して、専門の相談員による相談窓口を開設し適正な対応をすることにより、消費者の安全・利益を確保する。	週5日実施 相談件数：281件	B	○	○	○	市民課
	消費生活情報の積極的な提供	消費者問題に関する各種情報を積極的に提供し、消費者問題の啓発に努める。	産業まつり 消費生活コーナーで消費者被害防止のための啓発チラシ等配布 「北本市消費生活相談あれこれ」広報紙・ホームページ掲載	B	○	○	○	市民課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

2-3-②市民・事業者・各種団体との協働の推進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する意識の啓発	ホームページを利用した意識啓発	(再掲 1-1-①)						協働推進課
	啓発紙「シンフォニー」の発行	(再掲 1-1-①)						協働推進課
	男女共生塾の開催	(再掲 1-1-①)						協働推進課
男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進(再掲 2-2-③))	男女きらきら北本いっしょにプログラム(男女共同参画推進者登録制度)の推進	(再掲 2-2-③))						協働推進課
研修等への講師の派遣	研修等への講師の派遣	男女共同参画に関する講師を派遣する。	中央公民館主催「考人学級」に講師を派遣 テーマ:かるたでトライ楽しく学ぶ男女共同参画 公民館等での講座で、男女共同参画のテーマを取り上げてもらうよう、働きかけが必要	A	○			協働推進課
各種団体への活動支援	ごみ減量等推進市民会議の支援	地域住民が主体となったまちづくりを進めるため、積極的な市民活動を支援する。大きな社会問題となっているごみ問題に対し、自主的かつ積極的に活動している団体であり、活動を通じて得た知識、経験等により地域のリーダーとしての活躍が期待できる。	ごみ減量推進員会議 テーマ「ごみゼロ社会への挑戦」 日時:平成23年7月2日 参加者数:150名 ごみ減量市民大会 テーマ「ごみ減量は、生活を見直すいいチャンス」 日時:平成23年10月2日 参加者数:150名 ザ・減量第27号(9月)・第28号(2月) 全戸配布 瓦版発行15号(6月)、16号(12月)全戸配布 人口減、世帯数増という状況により、ゴミの量は増える傾向にある。	B		○		くらし安全課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	北本まつり実施に関して、実行委員会役員に女性を起用し、女性の参加の推進を図った。 参加団体の代表が、まだまだ男性が多いのが現状であることから、団体推薦の役員について、女性の参加を意識した働き掛けが求められる。	B	○	○	○	産業観光課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	各地域で自主的に行われている地域介護予防活動(サロン)等について、依頼を受けた場合に、市職員が講師として出席するとともに、活動団体等の参加による講習会を開催した。(実施回数3回、参加延べ人数50人)	A	○	○	○	高齢介護課
	ボランティア活動への支援	地域、施設、ボランティアに関する各種団体等との連携を図り、だれでも、いつでも、気軽に活動ができるよう、住民の参加の推進を図る。	水路敷きの除草について、市の美化運動の一環として、水路の藻刈りを住民が行なっている。 住民の高齢化や農地の耕作放棄により参加者が減少している。	A	○			下水道課
表彰制度の整備(再掲 1-1-①)	表彰制度の整備	(再掲 1-1-①)						協働推進課

2-3-③市民公益活動団体への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
市民公益活動団体への支援	市民公益活動団体への支援	市民との協働のまちづくりを進めるため、市民公益活動団体が活動しやすい環境整備に努める。	市内に主たる事業所を有するNPO法人の情報交換会を開催し、市民公益活動団体間の情報共有を図るとともに、市民への情報発信に努めた。また、新たに法人格を取得する団体を支援するため、補助金を交付した。交付件数1件	A		○		協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
市民公益活動団体情報提供窓口機能の充実	市民公益活動団体情報提供窓口機能の充実	市民の市民公益活動団体への参画促進を図るため、市民公益活動団体に関する情報を提供する総合窓口の機能を充実させる。	コミュニティセンター内に設置している市民公益活動支援コーナーにNPOの情報を掲示するとともに、市HPにNPO情報コーナーを設置している。協働推進計画に位置づけられている市民公益活動支援センターのあり方については、市民参加を求め検討を進めている。	B			○	協働推進課

2-4 国際交流の推進

2-4-①国際交流の促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
国際理解教育の実施	国際理解教育の推進	学校において、各教科等の時間をおして日本及び諸外国の文化・伝統等について深い理解をもち、国際社会において信頼され、世界平和と発展に貢献するような児童・生徒を育成する。	各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等の時間を通して広い視野からの日本及び諸外国の文化・伝統の理解や国際交流に積極的に取り組めるような資質・能力を計画的に育成している。また教職員の指導力を向上させるための研修を計画的に実施している。	A	○		○	学校教育課
国際交流ふれあいラウンジの充実	国際交流ふれあいラウンジの充実	学習センターを国際交流の拠点施設に位置付け、外国人に対する日本語学習や、交流・交換事業を通じて、在外外国人と市民との国際理解及び国際交流を推進する。	国際交流ラウンジ委員会に事業を委託し、国際理解学習・交流事業を実施した。	B			○	生涯学習課
	国際交流ふれあいラウンジ事業の充実	学習センターを国際交流の拠点施設に位置付け、外国人に対する日本語学習や、交流・交換事業を通じて、在外外国人と市民との国際理解及び国際交流を推進する。	お花見、国際交流ふれあいパーティー、もっと知ろう友達の国、外国語入門講座、日本語指導ボランティア養成講座を開催。参加延べ人数：394人 ラウンジ会員の減少及び高齢化が進んでいる。	A	○	○	○	学習センター
民間団体による国際交流の促進	国際交流ふれあいラウンジ事業の充実	(再掲2-4-①)						学習センター
平和を考える市民の集いの充実	平和を考える集いの充実	国際平和の実現を目指して、市民一人一人の平和意識の醸成を図るため、公益団体や各種企業並びに市民団体からも実行委員を選出し、幅広い観点から平和啓発活動を実施する。	・実行委員 7名 (公募1名、公益団体4名、企業2名) ・平和を考える集い 6日間開催 参加者数 710人 ・平和啓発事業実施 2団体(2事業)	B	○	○	○	市民課

2-4-②市内在住の外国人への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
外国語による生活情報の提供	外国語版市民生活ハンドブックの作成	事業見直しにより実施しない		-				秘書広報課
外国人のための日本語学習機会の提供	日本語指導講座	市内及び近郊在住の外国人を対象に日本語の基礎を学び、日常生活をより豊かに過ごせることを目的として実施する。	毎週日曜日の午後1時30分から開催参加延べ人数：516人 外国人参加者が少ない。	A	○	○	○	学習センター
外国人留学生に対する支援	ワンナイトステイ事業	目的：国際交流の推進 内容：研修のために来日した外国人日本語教師を市内の一般家庭に宿泊できるよう、協力できる家庭を探すと共に紹介する。	平成23年度における外国人受入家庭は10件であり、受入家庭の家族構成は夫、妻、子である場合が多かった。外国人日本語教師は、女性に偏っている。	A				政策推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
③男女それぞれに事業の効果があつた。

3 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

3-1 生涯を通じた健康づくりへの支援

3-1-①リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知	マタニティホルダーの活用	女性が自らの性や健康についての自己決定権を持つことができるよう、普及・啓発活動を行う。	母子手帳交付時に、マタニティキーホルダーを配布するとともに、市役所内、公民館等にポスターを掲示し、一般の周知を図った。	A				健康づくり課
学校における性教育の充実	性教育の推進	各学校における保健体育・理科・特別活動等の学習指導を通して性教育の指導の充実を図り、性に関する正しい知識を身に付け、男女が互いに尊重しあう態度を育成	各学校において、保健学習を中心に関係教科と関連させながら、指導の充実に努めている。	B		○		体育課
啓発資料の作成・配布	女性健診・乳がん子宮がん検診 疾病予防	がん罹患率が上昇している中、予防対策・早期発見の手段のために、啓発のためのパンフレットを作成し、配布を行う	がん検診会場(集団)において、北本市のがん死亡状況について周知を図るとともに、がんの早期発見のための啓発パンフレットを配布した。	A				健康づくり課
小中学校における健康教育の充実		性教育の推進の事業内で実施している。		-				体育課
健康講座等の開催	けやき学級の開催	(再掲 1-2-③)						南部公民館
	東部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						東部公民館
	西部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						西部公民館
	北部生涯学級の開催	(再掲 1-2-③)						北部公民館
	はなみずき学級の開催	(再掲 1-2-③)						中丸公民館
	みずの輪学級の開催	(再掲 1-2-③)						学習センター
	えのき学級の開催	(再掲 1-2-③)						コミュニティセンター

3-1-②ライフステージにあわせた健康づくり支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
精神保健相談の実施	精神保健相談	こころの病について、講演会等により広く一般社会の理解を深め、患者・家族等の相談事業により相談支援を行う	精神健康相談は3回実施し、来所者は5人。家族の会は4回実施、参加者は8人であった。23年度は講演会は実施せず。	B				健康づくり課
基本健康診査等の充実	基本健康診査等の充実	平成20年度から特定検診に移行		E				健康づくり課
女性を対象とした健康診査の充実	女性を対象とした健康診査の充実	健康診査を受ける機会のない女性(40歳未満)を対象に、自分の体について理解を深め、健康維持や生活習慣病の予防を推進する。	40歳未満の女性を対象に集団健診10日間を実施、531人が受診した。健診後に、事後相談として6日間の健康相談を行い、53人が参加した。 40歳未満の非正規雇用や自営の男性についても健康管理の機会として健康診査を実施していく必要がある。	B				健康づくり課
各種ガン検診の充実	各種ガン検診の充実	がんの早期発見、早期治療のために検診を実施し、ガン死亡の減少を図り、QOLを推進する。	胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの他、前立腺がんの検診を行い、計8,554人が受診。要精密検査者は411人であった。 集団検診について、土日も含めて日程を設定しているが、申し込み方法を含め、更に受診しやすい環境を整えていく必要がある。	B		○	○	健康づくり課
運動教室等の開催	ヘルスセミナーの充実	運動習慣の持ちにくい女性を対象に各種の運動体験を通して、運動習慣づくりの動機付けを促し、女性の健康づくりを推進する。	女性を対象とした健診受診者で、運動習慣がない方を中心に、運動教室を2回実施、参加者は36人であった。	A				健康づくり課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があった。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
健康体操教室の開催		事業終了		E				公民館等

3-2 子育て支援の充実

3-2-1 男女がともに取り組む子育ての促進

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親向けの子育て参加パンフレットの配布	父親の育児への積極的な参画の推進のため、子育てガイドを配布する。	母子手帳交付時及び沐浴教室時に、父親の育児参加を促すための冊子を配布している。	A	○		○	健康づくり課
子育てパンフレットの充実	子育て応援ガイドの配布	子育てに関する情報提供	こども課、健康づくり課、ママ&キッズサロン等で配布	A	○			こども課
男性の学校行事等への参画促進	男性の学校行事等への参画促進	父親も進んで児童・生徒の教育に関わりを持ち、授業参観等の学校行事への積極的な参加を働きかけるよう、学校を指導する。	保護者に来校を促す授業参観や学校公開日、運動会、体育祭などを土日に開催することで、父親、母親いずれも同じように出席できるようにし、男性の参画を促進した。	A	○	○	○	学校教育課
父親教室・母親教室の充実(再掲 1-2-①)	マタニティセミナー 父親教室	(再掲 1-2-①)						健康づくり課

3-2-2 地域で支える子育て環境の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
育児教室・訪問指導の充実	育児教室・訪問指導の充実	適切な育児相談を実施し、育児不安を解消するとともに、子どもの健やかな成長を支援する。育児に必要な知識の啓発を図り、交流の場を提供することにより、育児支援を行う。離乳食講習会では、初期食の作り方、与え方について学び、望ましい食習慣の形成を促進する。	乳幼児の訪問を延551人、486人実施。特に乳児については、育児の孤立化を防ぐために、生後4か月までの全戸訪問を目指している。	A				健康づくり課
乳幼児健診等の充実	乳幼児健診の充実	子どもの健やかな成長のため、発育・発達を確認し、疾病の早期発見・早期治療に結び付けるとともに、親が共に子育てに取組めるよう育児支援を行う。	生後4か月、1歳6か月、3歳の健康診査を計60回実施、受診者は1,445人である。受診率は平均で97%となっている。4か月の健診ではブックスタート事業を同時に行い、1歳6か月児健診では心理士を配置してより良い親子関係づくりの一助としている。	A				健康づくり課
つどいの広場事業の充実		地域子育てセンター事業で実施している。		-				こども課
ファミリー・サポート・センターの充実(再掲 2-1-④)	ファミリー・サポート・センターの充実	(再掲 2-1-④)						こども課
子育てサークルの育成・支援	子育てサークルの育成	少子化により近所で遊び友達が見つけにくい状況にあり、同年代の子どもと母親の遊びサークルを育成し、心身ともに健やかな成長を支援する。母親同士が子育ての情報交換を行うことにより、育児不安の軽減を図り子育て支援を行う。	わんぱく教室9回、わんぱくまつり1回、わくわくネット会議・交流会7回	A	○			こども課
地域子育てセンター事業	地域子育て支援拠点事業	妊婦や0歳から3歳の子とその親が気軽に子どもと遊んだり、親同士の情報交換をしたり、スタッフに子育て相談ができる場を提供し、子育てを支援する。	中学校区4に対し平成20年度に2カ所増設し、4カ所の拠点を設置した。コッコひろば、モンキーポッド、ママ&キッズサロン、中丸保育園子育て支援センター	A	○			こども課
障害児学童保育室の充実	障害児学童保育室の充実	特別支援学級及び特別支援学校に通学している放課後児童の受け入れ	障害児学童保育室1室 受入対象：小学校1年生から高校3年生	A	○			こども課
こども療育センターの充実	こども療育センターの充実	児童デイサービスの実施・早期支援事業の実施	児童デイサービス年度末利用者数87人 早期支援事業延べ利用者数150人	A	○			こども課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	登録者数1,319人、支給件数9,972件	A				こども課
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子・父子家庭の母、父、児童または一人暮らしの寡婦の一時的な傷病等で、日常生活に支障がある家庭に対し、必要な家事等を行わせるため、ヘルパーを派遣してひとり親家庭等の福祉の増進を図る。	申請件数1件	A				こども課
	児童扶養手当支給事業	母子世帯等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当てを支給し福祉の増進を図る。母子世帯等の児童の心身の健やかな成長に寄与するため、手当てを支給し福祉の増進を図る。	支給延べ人数6,686人	A				こども課
	母子生活支援施設への入所措置	配偶者のない女子等及びその者の養育すべき児童を入所させて、これらの者を保護する。母子生活支援施設では居室を提供するほか、生活上の心配事や仕事の事子どもの教育の事等の問題解決の相談を行う。	措置件数0件	A				こども課
	小中学校における要保護・準要保護家庭に対する補助事業の実施	親が安心して子どもを育てることができるよう、また経済的な理由で就学の機会が失われることのないように、学校教育に必要な経済的な援助を行う。ひとり親家庭に対する経済的な支援を行うことにより、安心して生活できる環境を作り、併せて女性が働き続けることのできる環境作りを推進する。	就学援助に関する実施要綱に基づき、すべての児童生徒が経済的な理由で、教育の機会を失うことのないように、就学援助を行い、ひとり親家庭の保護者が安心して子育てできるように支援している。	A	○		○	学校教育課

3-2-③相談機能の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
育児相談の充実	育児相談の充実	親が児の心身の発達を理解し、共に協力して子育てができるように支援する。	乳児～幼児まで、日にちを設定しての健康相談を48回実施、利用者は867人である。その他、電話、来庁での相談を随時実施している。	A				健康づくり課
総合児童相談の充実	家庭児童相談の充実	子育てに悩む親の育児不安を解消するための相談を充実させる。家庭における児童の福祉について、市民の相談に応じ、望ましい子育てについて助言、指導を行う。	相談件数206件	A				こども課
教育相談の充実	教育相談の充実	電話や面接による教育相談を充実させ、教育、人権、育児等についての保護者や児童・生徒の悩み解消を支援する。	各中学校におけるさわやか相談室や、市教育センターにおけるカウンセラーによる相談を実施している。また各小・中学校においては、教育相談期間を設け、児童生徒の状況に応じた相談活動を実施している。	A	○		○	学校教育課

3-3 安心して暮らすための体制づくり

3-3-①高齢者・障害者が地域で暮らすための支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
相談支援事業の実施	障害者相談支援事業の実施	障害者や介護者、家族等からの相談に応えたり、サービスの利用援助や権利擁護のための必要な支援を行うことにより、自立した生活が営めるよう支援する。	障害者自立支援法に基づく「相談支援事業」を鴻巣市の社会福祉法人に事業委託している。事業所の市内設置が課題	B			○	障がい者福祉課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
移動支援事業の実施	移動支援事業の実施	屋外での移動に困難がある障害者等について、外出のための支援として移動支援事業を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促す。	平成23年度利用者延べ268人。利用者の社会参加の促進が図られた。	B			○	障がい者福祉課
コミュニケーション支援事業の実施	手話通訳者派遣事業の実施	聴覚障害者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、手話通訳者を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。	北本市社会福祉協議会に委託。平成23年度の派遣実績は延べ491件。利用者の社会参加の促進が図られた。 登録手話通訳者の確保が課題	B			○	障がい者福祉課
	要約筆記奉仕員派遣事業の実施	聴覚障害者等に対し、家庭生活並びに社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、要約筆記奉仕員を派遣することにより、聴覚障害者等の福祉の増進を図る。	社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に委託。平成23年度は17件の派遣を行った。利用者の社会参加が図られた。	B			○	障がい者福祉課
日常生活への支援の充実	日常生活用具給付事業の実施	重度身体障害者に対し、日常生活用具の給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、重度身体障害者の福祉の増進を図る。	平成23年度日常生活用具25件、ストマ用具665件の利用。利用者の福祉の増進が図られた。	B			○	障がい者福祉課
	訪問入浴サービス事業の実施	身体上の障害により、家庭において入浴することが困難な身体障害者に対して入浴サービスを行い、心身の健康の増進を図るとともに家庭介護の負担も軽減し、もって在宅福祉の向上を図る。	平成23年度利用者延べ15人。在宅福祉の向上が図られた。	B			○	障がい者福祉課
	日中一時支援事業の実施	障害者等を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し障害者等を見守るとともに、障害者等の家族の就労を支援し、及び障害者等を日常的に介護している家族に一時的な休息を与える。	平成23年度の利用者延べ32人。利用者の社会参加促進と介護者のレスパイト(一時的休息)が図られた。 事業所の市内設置が課題	B			○	障がい者福祉課
地域包括支援センターの利用促進	地域包括支援センターの利用促進	高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、平成18年4月1日に、地域包括ケアの中核機関として介護保険法に基づき創設された地域包括支援センター(2箇所設置)の利用促進を図るため、市民等に周知を行う。	内部印刷によりチラシを作成し、市役所窓口で配布するとともに、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、市職員等が高齢者宅を訪問する際に活用し、周知を図った。	A	○	○	○	高齢介護課
高齢者の権利擁護	成年後見制度利用支援事業の実施	認知症高齢者等が後見人制度を利用するにあたり、その支援をすることにより、要支援者が有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境整備の実現に資する。認知症等の状態にあるために意思能力に乏しく、日常生活を営むのに支障がある者等で、2親等内の親族がいないか、いても疎遠の関係にある場合などに、市長による後見等開始の申立てを行うとともに、その申立てに要する費用を助成する。また、家庭裁判所が後見人等を選任した後における、後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。ただし、対象者の生活の場が在宅にあつては月額28,000円、施設入所中にあつては月額18,000円を上限とする。	報酬助成(1名)を行った。 市長申立てに関わる診断書代2件を支出した。	A	○	○	○	高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている
C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

- ①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。
- ②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。
- ③男女それぞれに事業の効果があつた。

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
介護予防教室等の開催	介護予防教室等の開催	要介護状態になることを予防することにより、健康な高齢者を増加させるとともに、介護保険制度の運営を円滑にする。介護予防事業や啓発活動を行う。	二次予防事業対象高齢者を対象にした事業として、把握事業、運動器の機能向上事業、口腔機能向上事業を実施した。(把握事業:28医療機関、1,097人)(運動器の機能向上事業:60回4コース、参加延べ人数461人)(口腔機能向上事業事業18回3コース、参加延べ人数134人) 一般高齢者を対象にした事業として、生活体力アップ教室を実施するとともに、公民館等高齢者学級等において、啓発活動を行った。(生活体力アップ教室:2会場32回、参加延べ人数882人)(啓発活動:公民館主催の高齢者学級等:10回、参加延べ人数275人)	A	○	○	○	高齢介護課
誰もが利用しやすいサービス体制の確立		制度の確立により終了		E				高齢介護課
啓発パンフレットの作成・配布	啓発パンフレットの作成・配布	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	介護保険料リーフレットを新たに第1号被保険者になった者に配布し、制度の普及・啓発を図った。	A	○	○	○	高齢介護課
介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度についての出前講座の開催	介護保険制度の趣旨普及・啓発を図る。	市民等の依頼により、職員が講師として公民館等に出向き、制度の普及・啓発を行った。平成23年度は3件の申込み、約66人の参加があった。	A	○	○	○	高齢介護課
年金制度の理解促進	年金制度の理解促進	国民年金制度の周知を進め、生涯生活設計の重要性について啓発する。	国民年金の制度PR、加入促進を図り、また、老齢年金や障害年金等受給のための相談や支援を行い、年金制度の周知のための事業を行った。	B			○	保険年金課

3-3-②高齢者の生きがいづくりへの支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
老人クラブの育成事業の実施	老人クラブの育成事業の実施	老人クラブ会員相互の親睦及び教養と健康の向上を図り、老人福祉の増進を図るため、市内の老人クラブ及び老人クラブ連合会に補助金を交付する。	老人クラブの育成により、男女会員相互の親睦を深め、高齢者福祉の増進を図るため、単位老人クラブ35団体及び老人クラブ連合会に補助金を交付した。単位会の増加と加入促進が課題	B		○	○	福祉課
高齢者講座の充実	けやき学級の開催	(再掲 1-2-③)						南部公民館
	東部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						東部公民館
	西部高齢者学級の開催	(再掲 1-2-③)						西部公民館
	北部生涯学級の開催	(再掲 1-2-③)						北部公民館
	はなみずき学級の開催	(再掲 1-2-③)						中丸公民館
	みずの輪学級の開催	(再掲 1-2-③)						学習センター
	えのき学級の開催	(再掲 1-2-③)						コミュニティセンター
高齢者労働能力活用事業の実施	高齢者労働能力活用事業の実施	高齢者の生きがいづくりの推進のため、シルバー人材センターの運営体制の拡充強化と会員の加入促進及び会員資質の向上を図る。	H23. 3月末の会員数は428人であったが、H24. 3月末では435人に増加した。	A	○	○	○	高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

3-3-③障害者への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
日常生活への支援の充実(再掲 3-3-①)	日常生活用具給付事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	訪問入浴サービス事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	日中一時支援事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
障害者の自立した生活への支援	障害者相談支援事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	手話通訳者派遣事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	要約筆記奉仕員派遣事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
	移動支援事業の実施	(再掲 3-3-①)						障がい者福祉課
障害者の就労への支援	更生訓練費支給事業の実施	障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設等に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。	平成23年度4件。利用者の自立が促進された。	B				障がい者福祉課

3-3-④男女ともに支える介護への支援

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
認知症介護教室の開催	認知症介護教室の開催	要介護者等の家族に介護知識や介護方法の実際についての普及を図る。	5日コースを1回、1日コースを2回の計3回開催した。参加延べ人数91人。	A	○	○	○	高齢介護課
介護への男性の参画促進のための啓発	介護への男性の参画促進のための啓発	女性に偏りがちな介護の意識から、男女が共に担う介護への転換を図る。	認知症介護教室や啓発活動において実施した。	A	○	○	○	高齢介護課
	介護者の集いの開催	要介護状態にある方を介護している家族等に対して、交流会や教室等を開催し、少しでも精神的負担の軽減を図れるよう支援する。	6回の開催。参加延べ人数24人。参加者の拡大が課題	B	○	○	○	高齢介護課
	認知症高齢者家族やすらぎ支援事業の実施	認知症介護教室修了者のうち、ボランティアとしてやすらぎ支援員に登録した人により、家族支援活動を行う。	48回の開催。参加延べ人数103人。認知症介護家族の傾聴活動利用の拡大が課題	B	○	○	○	高齢介護課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

4 基本的人権を尊重する体制づくり

4-1 人権を尊重する意識啓発

4-1-①人権尊重意識の高揚

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
広報紙やホームページを利用した意識啓発	同和問題に関する啓発リーフレットの作成	部落差別の完全解消と、基本的人権尊重のための意識啓発を行う。	8月の人権尊重社会を目指す県民運動強調月間にあわせ、リーフレットを全戸配布。内容は人権問題全般に関すること。	A	○		○	協働推進課
人権に関する啓発資料の発行	人権作文集「じんけん」の発行	市内の小中学校の人権作文をもとに、人権作文集「じんけん」を作成し、市内の全小中学生及び各公共施設に配布し、広く人権意識の高揚を図る。	人権作文集「じんけん」を作成し、市内全小中学生及び各公共施設に配布した。6,400部発行	B		○		生涯学習課
児童憲章の周知		事業終了		E				学校教育課
学校での人権・同和教育の推進	学校での人権・同和教育の推進	学校において、人権問題、同和問題の意識啓発・活動を行って人権問題の意識の高揚に努める。各学校の同和教育推進のためのリーダーを育成する。また、各学校の同和教育推進に係る情報交換を実施し、学校同和教育のレベルアップを図る。同和問題、人権問題に対する教職員の意識を高め、より質の高い教育指導を推進するための方策を検討する。	各学校において、人権問題、同和問題に関する教職員研修を計画的に実施するとともに、学校外の関係機関における研究協議会等にも積極的に参加するなどして、教職員の人権問題、同和問題に関する意識を高め、児童生徒への指導力の向上を目指している。	A	○		○	学校教育課
	子どもの人権についての意識啓発	作文の指導を通して、部落差別、障害者差別、男女差別等の人権問題に対する児童・生徒の意識の高揚を図る。子どもたちの権利に対する市民の意識を高めるとともに、自他の権利を互いに尊重しあう気風を醸成し、男女共同参加社会の基盤を形成する。	人権週間に合わせた人権作文の取組や、社会科や道徳等の授業における取組を通して、児童生徒の人権教育、同和教育に対する意識啓発活動を実施して、自他の権利を互いに尊重し合う感覚の醸成を図っている。	A	○		○	学校教育課
人権問題に関する講座等の開催	人権を守る市民の集いの開催	市民の人権意識の高揚と人権尊重の心を育て、部落差別をはじめとするあらゆる人権侵害をなくし、明るい地域社会を築く。	中学生による人権作文の朗読と廣中邦充さんによる講演会を開催。入場者175人	A		○	○	協働推進課
	人権講座の開催	日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」の精神を正しく認識するとともに、地域や職場において「差別のない明るい社会づくり」を中心となって行える、その推進者・指導者の養成と資質の向上をめざす。	生涯学習人権講座研修会として「貧困者の人権」「同和問題」「インターネット」「子どもの人権」を課題として専門の講師による研修会を実施した。参加者数は延べ139人であった。	B		○		生涯学習課
	同和問題に関する講座の開催	日本国憲法の基本原理である「基本的人権の尊重」の精神を正しく認識するとともに、地域や職場において「差別のない明るい社会づくり」を中心となって行える、その推進者・指導者の養成と資質の向上をめざす。	「同和問題」について、生涯学習人権講座研修会の講座の一つとして実施した。参加者数は34人であった。	B		○		生涯学習課

4-1-②生命と性の尊重の意識づくり

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
人権としてのリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	人権としてのリプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知	さまざまな機会を活用して啓発を行い、女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	男女共同参画推進パネル展において周知 平成23年6月1日～7日 文化センター	A	○	○	○	協働推進課
学校における性教育の充実(再掲 3-1-①)	性教育の推進	(再掲 3-1-①)						体育課
小中学校における健康教育の充実(再掲 3-1-①)		性教育の推進の事業内で実施						体育課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

4-2 女性に対する暴力の根絶

4-2-①女性に対する暴力根絶のための意識啓発

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
ドメスティック・バイオレンスを防止するための啓発	女性に対する暴力をなくす運動パネル展の開催	女性の人権侵害についての意識を高め、男女共同参画社会の重要性を啓発する。	平成23年11月24日～29日 文化センター	A	○	○	○	協働推進課
セクシュアルハラスメントを防止するための啓発	女性に対する暴力をなくす運動パネル展の開催	(再掲4-2-①)						協働推進課
要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童の適切な保護を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会を設置する。	代表者会議1回 実務者会議4回	A				こども課

4-2-②暴力被害者の保護・支援・相談体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度チェック			担当課
					①	②	③	
暴力被害者の保護・支援	暴力被害者の保護・支援	ドメスティック・バイオレンスやストーカーの被害者に対して、適切な助言と支援を行う。また、暴力被害者の自立に向けて、庁内各課が連携して支援を行う。	DV被害者支援のため各課が連携し対応した。職員への、継続した研修が必要	A	○			協働推進課 市民課 こども課
	要保護児童対策地域協議会の充実	(再掲 4-2-①)						こども課
	暴力被害者の相談窓口の充実	ドメスティック・バイオレンスやストーカーの被害者に対して、適切な助言と支援を行う。また、暴力被害者の自立に向けて、庁内各課が連携して支援を行う。	県主催のDV被害者支援のための研修に職員が参加し、相談の充実を図り、庁内各課と連携して支援を行った。	A	○			協働推進課 市民課 こども課
	女性相談の実施	(再掲 1-1-②)						協働推進課
相談しやすい体制の整備	相談しやすい体制の整備	市民が抱える様々な問題に対して、適切な助言を行う。また、女性が相談しやすいよう、おむね半数を女性の相談員とする。	女性特有の問題に対応するため、専門の女性相談員による女性相談を開設。他にも、人権相談・市民相談・法律相談等を実施。消費生活相談、行政相談は女性の相談員としている。	A		○	○	市民課 協働推進課
DV対策ネットワーク体制の整備	DV対策ネットワーク体制の整備	DV被害者の保護及び被害者の自立に向けての支援を円滑に行うことができるよう、関係各課の連携体制を整備する。	北本市庁内DV対策連携会議を開催。担当者会議については随時開催。	A	○			協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

5 計画の推進

5-1 計画の総合的な推進体制の充実

5-1-①庁内推進体制の充実

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度 チェック			担当課
					①	②	③	
庁内推進体制の充実	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進は、総合行政という視点から推進する必要がある、横断的な組織での調整をすることで、全庁的に取り組みを進める。	庁内連携会議の設置を検討。計画見直し時にあわせて設置予定。	D				協働推進課
男女共同参画推進拠点施設の整備	男女共同参画推進拠点施設の整備	男女共同参画推進拠点施設の整備について検討を行う。	拠点施設に必要な機能等について調査・研究	D				協働推進課
関係機関との連携による苦情処理体制の整備	関係機関との連携による苦情処理体制の整備	苦情処理体制について検討する。	県の苦情処理機関の情報を随時提供。	B	○			協働推進課

5-1-②男女共同参画審議会意見の施策への反映

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度 チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画審議会の充実	男女共同参画審議会の充実	計画の推進や市の男女共同参画推進施策について、審議する。	会議を2回開催。第三次男女行動計画の進捗状況を報告し、男女共同参画の施策について意見交換を行った。	A	○			協働推進課

5-2 国・県・市民・事業者等との協働

5-2-①国・県・市民・事業者等との協働

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度 チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する図書を購入する。	平成23年度は男女共同参画に関する本を積極的に購入した。	A	○			中央図書館
国・県との連携	国・県との連携	国県との連携を深める。	国や県の研修や報告会などに参加し、情報交換を行なった。	A			○	協働推進課

5-3 計画の推進の基礎となる取り組みと進行の管理

5-3-①調査研究・情報の収集と提供

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度 チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する情報収集と提供	男女共同参画に関する情報を提供する。	市政情報コーナー及びパネル展等で情報提供を行なった。	A	○		○	協働推進課

5-3-②計画の進行管理

推進項目	事業名	事業の目的・内容	事業実施状況及び問題点	評価	配慮度 チェック			担当課
					①	②	③	
男女共同参画推進施策実施状況の公表	男女共同参画推進施策実施状況の公表	事業の進捗状況を公表する。	第三次男女行動計画進捗状況を取りまとめ公表した。	A	○			協働推進課

【評価】

A…目的を概ね達成している B…目標に向けて成果をあげている

C…施策・事業が動き始めている D…未実施 E…終了

【配慮度チェック】

①事業の企画・実施にあたり男女共同参画を意識した。

②女性・男性双方にとって利用・参加しやすいよう配慮した。

③男女それぞれに事業の効果があつた。

資 料

北本市男女共同参画推進条例

平成18年7月1日施行

条例第1号

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国内においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の採択など国際社会における取組と連動して、積極的に進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会の制度や慣行は依然として根強く、配偶者等からの暴力が社会問題化するなど、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

本市においては、北本市男女行動計画を策定し、男女共同参画を推進してきた。

一方、少子・高齢化、核家族化、情報化、国際化など多様な変化は、更に進んでいる。

こうした現状を踏まえ、私たちのまち「北本」が、将来にわたって発展していくためには、男女が互いの人権を尊重しつつ、性別にかかわらず市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現に向けて、基本理念を明らかにし、市、市民及び事業者が協働して、一人ひとりが輝きまちが輝く北本を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び地域活動に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが輝きまちが輝く北本の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある者又はあった者からの身体的、精神的又は経済的な暴力をいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与えることをいう。

(4) 積極的格差是正措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

(2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会生活における活動に対等に参画することができるようにすること。

(5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協調の下に行われること。

(6) ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力及びセクシュアル・ハラスメントが根絶されるこ

と。

- (7) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、自らが率先し、男女共同参画を推進するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 学校教育、社会教育等の教育に携わる者は、男女共同参画の推進における教育の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(地域活動に携わる者の責務)

第8条 自治会活動、コミュニティ活動その他の地域活動に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の視점에配慮し、活動を行うよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、いかなる場においても、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する暴力行為を行ってはなら

ない。

- 3 何人も、いかなる場においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、広報、広告その他の公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

- 2 何人も、提供される情報が男女共同参画の推進を妨げるおそれがあるか否かを自主的かつ適切に判断することができるよう努めなければならない。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに、北本市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第12条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(拠点施設)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための拠点施設の設置に努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第 1 4 条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。

2 市は、市の政策の立案及び決定の過程において、男女の職員が共同して参画する機会の格差が生じている場合は、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(市民及び事業者との協働)

第 1 5 条 市は、市民及び事業者と協働し、男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(広報活動等)

第 1 6 条 市は、男女共同参画の推進に関し、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(表彰)

第 1 7 条 市は、男女共同参画の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民及び事業者の表彰を行うことができる。

(家庭生活及び職業生活の両立支援)

第 1 8 条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるよう、必要な支援を行うとともに、子育て、家族の介護等のための環境整備に努めるものとする。

(調査研究)

第 1 9 条 市は、男女共同参画の推進に関して必要な事項について、調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第 2 0 条 市長は、男女共同参画の推進に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表するものとする。

2 市長は、前項に規定する報告書について、速やかに北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(北本市男女共同参画審議会)

第 2 1 条 北本市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項について調査審議する。

(苦情の処理等)

第 2 2 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者から苦情の申出を受けたときは、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、第1項の申出に対応する場合において、必要と認めるときは、北本市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第 2 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている第二次北本市男女行動計画は、第 11 条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(北本市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 北本市執行機関の附属機関に関する条例(昭和 56 年条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の附属機関北本市男女共同参画審議会の項中「男女行動計画策定に関する事項及び」を削る。

北本市男女共同参画都市宣言

わたしたちは
互いに人権を尊重し、責任を担い
性別にとらわれることなく
世代を超えて
多様な生き方を認め合い
家庭 学校 地域 職場で
自分らしく輝き
心豊かにいきいきと
暮らせるまち 北本市を築くため
ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成 18 年 11 月 19 日
北本市

平成 24 年度版

男女共同参画の推進に関する年次報告書

～一人ひとりが輝き まちが輝く 北本をめざして～

平成 24 年（2012）10 月発行

【編集・発行】

北本市総合政策部協働推進課

〒364-8633 北本市本町1-111

TEL 048-591-1111

FAX 048-592-5997

E-mail a01200@city.kitamoto.saitama.jp